加盟團體の義務

日本勞働組合會議規約改正案

現行第十八條の次に左記二ケ條を新設し現行第十九條は第二十一條となり以下順次に條をくり下ぐ

第十九條　若干數以上の本會議加盟團體所屬組合又は事務所々在地に於て、本規約第三條記載の目的を貫徹する爲め、其地方の歷史的乃至特殊的事情によりこれを必要と認むるときは、日本勞働組合會議決議機關の承認を經て、日本勞働組合會議地方協議會を設くる事を得

第二十條　地方協議會の目的、機能、構成及中央機關との牽聯關係等に就ては別に定むる日本勞働組合會議地方協議會準則に從ふ。

會議

第廿一條　執行委員會は原則として本會議事務所々在地に於て之を行ふ

第廿二條　評議員會の議題は執行委員會に於て之を決定し遲くも半ケ月以前に各評議員に、又大會議題は執行委員會に於てこれを立案し評議員會の決定を經て遲くも一ケ月前に各加盟團體に通告すべし

第廿三條　加盟團體にして大會に議題を提出せんとする場合は大會期日二ケ月前迄に執行委員會に通告すべし

會計

第廿四條　本會議の經常費は加盟費及寄附金其他雜收入を以て之にあつ

本會議の事業の性質により其の遂行上豫定の經常費を超過する出費を要するときは適當の比率を以て各加盟團體に追加支出を求むるものとす

第廿五條　一旦納入せる加盟費は如何なる事あるも之を返却せず

第廿六條　本會議の豫算は執行委員會に於て原案を作成し大會の協贊を求むるものとす

第廿七條　會計の決算は大會の承認を求むるものとす

第廿八條　會計年度は一月一日より十二月三十一日迄とす

爭議

第廿九條　執行委員會は重要なる產業に起れる爭議又は長期に亘る爭議にして一般勞働運動に重大なる影響を與ふるものと認めたるとき又は加盟團體の要求により其の爲しつゝある爭議に對し應援を爲す必要ありと認めたるときは直ちに其の對策を決定する爲め評議員會を召集すべし

但し原則として爭議の戰術、方法及解決對策等については爭議團體の自主權を確保すると同時に應援內容及程度については應援團體の自主權を認むるものとす

加盟、脫退、除名

第三十條　新に本會議に加盟を申込みたる團體又は加盟團體にして加盟を推薦せんとする團體ある場合は、執行委員會は之を加盟團體より一名宛選出せる詮衡委員會に附議し三分の二以上の決定を以てその加盟を承認するものとす

この承認については之を評議員會に報告する事を要す

第卅一條　本會議を脫退せんとする團體は二ケ月前に其の旨を執行委員會に屆け出づべし、執行委員會はこの屆出を評議員會に附議しその決定を求むべし

第卅二條　加盟團體にして左の一に該當するものあるときは大會又は評議員會の決定によりこれを除名す

一、本規約第二條規定の主義方針に背反する言動を爲すもの

二、本會議の名譽を汚損する行爲あるもの

三、本會議の統制を亂すもの

四、六ケ月に亘り故なく會費を納入せざるもの

第卅三條　本規約は大會に於て三分の二以上の多數を以て之を變更することを得

評議員選出比率表

會員數	壹萬人迄	二名
同	參萬人迄	三名
同	五萬人迄	四名
同	拾萬人迄	五名

大會代議員選出比率表

會員數	壹萬人迄	四名
同	參萬人迄	六名
同	五萬人迄	八名
同	拾萬人迄	十名